

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 本館地上 1 階 新館地上 3階

(2) 建物の述べ床面積 2459.5㎡ (本館1422㎡、新館1037.5㎡)

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成 12 年 4 月 1 日
福岡県 4070000445 号
定員 2 名 及び 空きベッド利用
- [居宅介護支援事業] 平成 11 年 10 月 1 日
福岡県 4070000429 号

(4) 施設の周辺環境

当施設は、周防灘を見下ろす丘陵地にあり、国道 10 号線、JR 日豊本線の沿線にあつて、四季を通じて気候温暖で太陽と緑の木立に囲まれた風光明媚な絶好な自然環境にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 【介護職員】 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。
- 【生活相談員】 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1 名の生活指導員を配置しています。
- 【看護職員】 … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等もを行います。
3 名の看護職員を配置しています。

【介護支援専門員】 … ご契約者の係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活指導員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

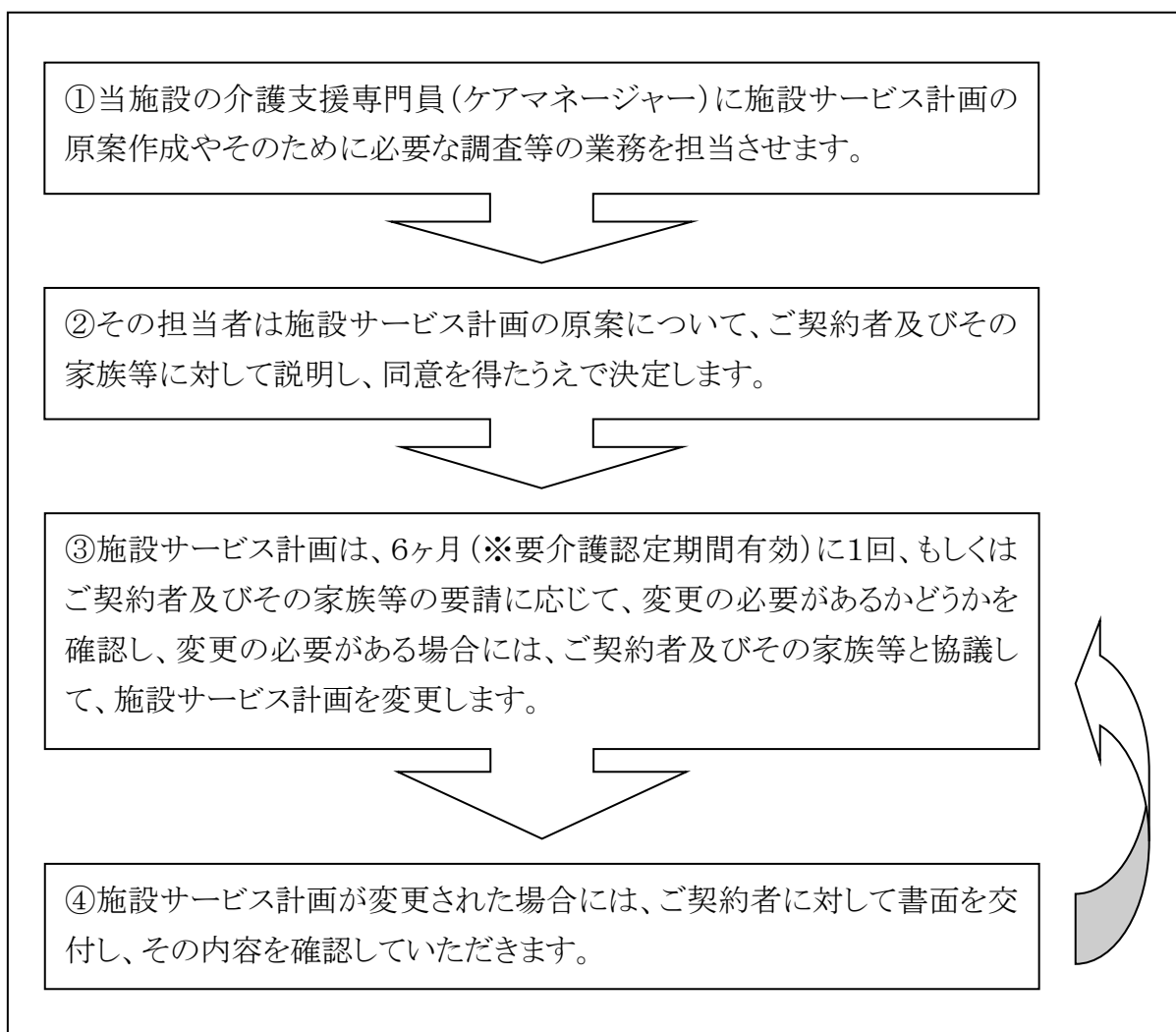
【医師】 … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通りに行います。(契約書第2条参照)



4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・ 洗面道具
- ・ 衣類
- ・ 湯のみ、急須
- ・ タオルケット(夏)2枚
- ・ 毛布(冬)
- ・ くずかご
- ・ タオル、バスタオル各4～5枚
- ・ 上履き、下履き(滑り止めスリッパ、リハビリ用運動靴)
- ・ 肌掛

利用者の身体状況により、必要なもの、詳細は職員にご相談ください。

(2) 面会

面会時間 契約者にとって、ご家族との対面は何よりの楽しみです。面会時間は、午前9時から午後7時までとなっております。なお、飲酒をされた方の面会はお断りさせていただきます。

- ※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
- ※ なお、来訪される場合、生ものの持ち込みはご遠慮願います。また、食品をお持ちになった時は、必ずお知らせください。介護の為、利用者の食事状況にも、気を配っております。

(3) 外出・外泊

外出、外泊される場合は、事前にお申し出ください。

なお、外泊期間中、1日につき 246 円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状を復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

☆ライター、マッチは施設にて備えておりますので、持ち込みはご遠慮ください。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者が故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。